岩手県火災共済協同組合の現状

令和５年８月

岩手県火災共済協同組合

目　　次

１．組織の概況・・・

６．資産運用諸表

（１）運用資産の構成
（２）運用資産の増減
（３）運用資産種類別平均残高および運用利回り
（４）財産運用収益明細
（５）利息および配当金収入明細
（６）財産運用費用明細
（７）有価証券の明細
（８）有価証券残存期間別内訳
（９）業種別保有株式
（10）財産運用の時価評価
（11）貸付金明細
（12）貸付金明細（国内企業貸付）
（13）リスク管理債権の状況
（14）債務者区分による債権の状況

７．その他の諸表

（１）業務用固定資産明細
（２）貸倒引当金明細
（３）出資金および積立金明細（剰余金処分前）
（４）事業費明細
（５）責任準備金の残高、積立方式
（６）共済掛金積立金の残高
（７）共済掛金、共済金および保有契約件数等
（８）新契約平均共済金額
（９）月払契約の新契約平均再共済料・共済掛金
（10）契約者割戻しの状況
（11）解約失効率
（12）再共済の実施状況

１．組織の概況

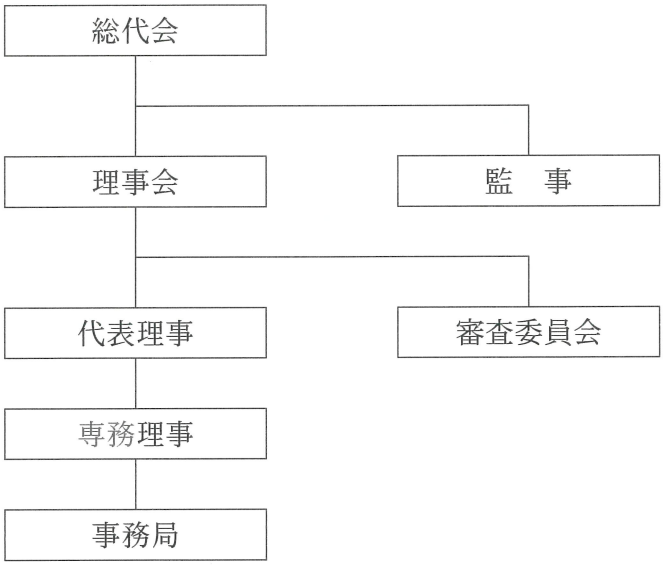
（１）組織の名称　　岩手県火災共済協同組合

（２）事務所の所在地

〒020－0844　岩手県盛岡市神明町５番５号

（３）組合員数（令和５年３月３１日現在）　　２０，８６６名

（４）組織機構図



（５）役員　　（令和５年７月末）

地　位	氏　　名	担　　当
理事長	高　橋　純　一	総　　括
専務理事	藤　村　耕　人	業務推進
理　　事	上　野　直　和	担当制なし
理　　事	大　野　晴　久	〃
理　　事	小笠原　弘　治	〃
理　　事	小山田　耕　作	〃
理　　事	小山田　周　右	〃
理　　事	海　鋒　　守	〃
理　　事	兼　平　賀　章	〃
理　　事	鎌　田　卓　也	〃

理　事	菊　池　良　一	〃
理　事	佐　藤　晄　僖	〃
理　事	佐　藤　良　介	〃
理　事	山　王　敏　彦	〃
理　事	髙　橋　富　一	〃
理　事	千　葉　庄　悦	〃
理　事	花　坂　康太郎	〃
理　事	藤　村　文　昭	〃
理　事	前　田　益　生	〃
理　事	松　本　静　毅	〃
理　事	三　浦　清　司	〃
理　事	八重樫　義一郎	〃
監　事	小　林　清　之	〃
監　事	佐々木　弘　志	〃
監　事	菅　原　和　弘	〃
監　事	田　村　政　雄	〃

（6）総代会の組織に関する事項

年度末現在の地区別状況（任期 令和3年3月1日～令和6年2月28日：3年間）

地区別	3年度期首		4年度末現在	
	定数	実数	定数	実数
盛岡地区	38	38	38	38
花巻・北上地区	13	13	13	13
奥州地区	13	13	13	13
一関地区	12	12	12	12
大船渡・陸前高田地区	6	6	6	6
釜石・遠野地区	7	7	7	7
宮古地区	9	9	9	9
久慈地区	5	5	5	5
二戸地区	7	7	7	7
計	110	110	110	110

２．事業の概況

（１）主要な業務

組合員の相互扶助の精神に基づいて、組合員のために必要な共済事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として、以下の事業を行った。

① 組合員のためにする火災共済事業
② 組合員のためにする前号以外の共済事業
③ 組合員のためにする共済事業に関する受託事業
④ 組合員のためにする保険会社の業務の代理又は事務の代行
⑤ 組合員のためにする福祉の増進に資する事業に関する受託事業
⑥ 前各号の事業に附帯する事業

（２）令和４年度における事業の概況

① 概況

令和４年度も、地震や台風、大雪などの自然災害が各地で発生したほか、新型コロナウイルス感染症が何度も感染かくだいを繰り返す有り様に、収束の先行きが見通せず、感染克服の難しさを痛感させられ、依然として経済社会活動に大きな影響を受ける状況が続いた。

自然災害を概観すると、特に長時間、集中的に雨をもたらす線状降水帯が全国各地ではっせいし、「記録的短時間大雨警報」や「大雨特別警報」が出され、頻発・激甚化する豪雨による河川の氾濫、土砂崩れなど大規模な被害が相次ぎ、経済的な被害も計り知れないものがもたらされた。

災害のリスクが増大する中、当組合は、地域経済を支える中小企業者が被る万が一の火災、自然災害等による経済的損失を補う県内唯一の「総合共済協同組合」として、保障事業を通じて組合員に安心を提供することはもとより、組合員に寄り添いきめ細やかな対応に心がけ「信頼度の確保と満足度の向上」に努めるとともに、共済事業の一層の普及推進と経営の健全化・効率化に取り組み、経営基盤の更なる強化に努めた。

その結果、令和４年度の事業実績は、火災共済などの元受収入共済掛金が５億0950万円（昨年度比103.3％）、自動車共済などの受託共済手数料収入が5925万円（昨年度比98.6％）に対し、事業支出では罹災に伴う支払共済金が３億1718万円（昨年度比46.4％）、事業費が２億3679万円（昨年度比101.6％）となった。

厳しい事業環境下であったが、最終的には4155万円（昨年度比101.3％）の当期純利益金を計上することができた。

② 事業実績概要

(1) 事業実績概要

ア 火災共済総括表

区分	令和4年度	前年度	増減率(%)
年度末現在契約件数	16,043	16,410	△2.24
年度末現在契約金額 (千円)	369,375,740	375,148,200	△1.54
収入共済掛金 (円)	448,477,935	470,401,914	3.84
支払共済金 (円)	312,869,459	678,855,211	△53.91
損害率 (%)	64.05	144.31	ポイント △80.26
連合会共済掛金 (円)	281,303,478	264,159,600	6.49
連合会共済金 (円)	312,869,459	678,855,211	△53.91

普通火災共済契約

区分	令和4年度	前年度	増減率(%)
年度末現在契約件数	12,416	12,886	△3.65
年度末現在契約金額 (千円)	283,069,904	293,657,279	△3.61
収入共済掛金 (円)	351,204,104	347,218,314	1.15
支払共済金 (円)	249,366,293	560,820,202	△55.54
損害率 (%)	71.00	161.52	ポイント △9052
連合会共済掛金 (円)	201,510,368	194,278,241	3.72
連合会共済金 (円)	249,366,293	560,820,202	△55.54

総合火災共済契約

区分	令和4年度	前年度	増減率(%)
年度末現在契約件数	2,433	2,390	1.80
年度末現在契約金額 (千円)	54,378,971	51,278,041	6.05
収入共済掛金 (円)	100,153,604	91,635,729	9.30
支払共済金 (円)	40,515,678	75,262,089	△46.17
損害率 (%)	40.45	82.13	ポイント △41.68
連合会共済掛金 (円)	57,454,617	51,388,801	11.80
連合会共済金 (円)	40,515,678	75,262,089	△16.17

新総合火災共済契約

区分	令和4年度	前年度	増減率(%)
年度末現在契約件数	1,194	1,134	5.29
年度末現在契約金額 (千円)	31,926,865	30,212,880	5.67
収入共済掛金 (円)	37,120,227	31,547,871	17.66
支払共済金 (円)	22,987,488	42,772,920	△46.26
損害率 (%)	61.93	135.58	ポイント △73.65
連合会共済掛金 (円)	22,338,493	18,492,558	20.80
連合会共済金 (円)	22,987,488	42,772,920	△46.26

生命傷害共済

区　　分	令和4年度	前 年 度	増減率(%)
年度末現在被共済者数 (名)	1,344	1,438	△6.54
契約高 (千円)	3,676,600	3,950,400	△6.93
収入共済掛金 (円)	17,227,040	18,430,700	△6.53
支払共済金 (円)	3,861,200	3,126,800	23.49
損害率 (%)	22.41	16.97	ポイント 5.44
支払再共済料 (円)	9,178,626	9,624,258	△4.68
収入再共済金 (円)	2,729,000	2,251,320	21.22

休業補償共済

区　　分	令和4年度	前 年 度	増減率(%)
年度末契約者数	89	88	1.14
年度末契約高 (千円)	1,870	1,860	0.54
収入共済掛金 (円)	357,800	346,260	3.33
支払共済金 (円)	0	0	—
損害率 (%)	0	0	ポイント —
支払再共済料 (円)	197,368	196,910	0.23
収入再共済金 (円)	0	0	—

所得補償共済

区　　分	令和4年度	前 年 度	増減率(%)
年度末現在契約件数 (件)	18	20	△10.00
年度末現在被共済者数 (名)	21	25	△16.00
契約口数 (口)	52	68	△23.53
収入共済掛金 (円)	314,000	461,000	△31.89
支払共済金 (円)	0	109,200	△100.00
損害率 (%)	0.00	23.69	ポイント △23.69
支払再共済料 (円)	187,200	272,100	△31.20
収入再共済金 (円)	0	87,360	△100.00

自動車事故費用共済

区　　分	令和4年度	前 年 度	増減率(%)
年度末現在契約件数 (件)	244	262	△6.87
収入共済掛金 (円)	2,529,125	2,569,680	△1.58
支払共済金 (円)	362,250	660,000	△45.11
損害率 (%)	14.32	25.68	ポイント △11.36
支払再共済料 (円)	453,599	500,739	△9.41
収入再共済金 (円)	108,675	198,000	△45.11

中小企業者総合賠償責任共済

区　　分	令和4年度	前 年 度	増減率(%)
年度末現在契約件数 (件)	151	138	9.42
収入共済掛金 (円)	599,890	674,087	△11.01
支払共済金 (円)	93,674	97,467	△3.89
損害率 (%)	15.62	14.46	ﾎﾟｲﾝﾄ 1.16
支払再共済料 (円)	460,474	444,297	3.64
収入再共済金 (円)	93,674	97,467	△3.89

（３）主要な業務の状況を示す指標　　（単位：円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
経常収益(円)	866,662,756	1,016,126,386	947,756,304	1,435,092,748	1,085,678,691
経常利益(円)	49,497,945	38,138,478	35,881,180	49,642,564	50,544,197
当期純利益(円)	42,431,844	30,942,878	32,489,980	41,009,164	41,555,597
出資金(円)	985,448,000	973,701,000	961,014,500	952,880,000	941,045,000
出資口数(口)	1,970,896	1,947,402	1,922,029	1,905,760	1,882,090
純資産額（円)	2,240,173,572	2,240,783,950	2,246,374,890	2,264,910,264	2,280,329,271
総資産額(円)	2,680,743,596	2,664,747,139	2,651,667,437	2,659,498,131	2,668,702,635
責任準備金残高(円)	245,034,174	231,587,584	228,478,503	228,812,633	227,207,552
貸付金残高(円)	0	0	0	0	0
有価証券残高(円)	526,400,000	526,400,000	526,400,000	506,400,000	506,400,000
出資配当(円)	0	0	0	0	0
利用分量配当(円)	18,585,500	14,212,540	14,339,290	14,301,590	14,667,690
職員数(人)	18	19	18	17	18
正味収入共済掛金(円)	216,105,989	206,948,675	208,249,141	212,814,742	210,292,464
員外利用者の利用率(%)	12ページ記載	12ページ記載	15ページ記載	13ページ記載	13ページ記載

＊　上記の正味収入共済掛金とは、（共済掛金）－（解約返戻金＋再共済料＋連合会共済掛金）の計算式から算出した。

（4）支払余力（ソルベンシー・マージン）比率

当年度の支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は8914.8%である。

円

（1）支払余力の総額		2,313,367,888
	① 純資産の部合計（剰余金の処分額、評価・換算差額、繰延資産等を控除）	2,256,202,982
	② 異常危険準備金	57,164,906
	③ 一般貸倒引当金	0
	④ その他有価証券の評価差額	0
	⑤ 土地の含み損	0
	⑥ 解約返戻金等超過額	0
	⑦ 将来利益	0
	⑧ 税効果会計	0
（2）リスクの合計額		51,899,375
	一般共済リスク相当額	1,061,836
	巨大災害リスク相当額	0
	予定利率リスク相当額	0
	財産運用リスク相当額	49,819,904
	価格変動リスク	26,045,513
	信用リスク	12,899,792
	子会社等リスク	10,854,000
	再共済・再保険リスク相当額	18,499
	再共済・再保険回収リスク相当額	2,100
	経営管理リスク相当額	1,017,635
支払余力比率		8,914.8

＊ 上記の金額および数値は、中小企業等協同組合法施行規則第149条および第150条ならびに中小企業等協同組合法施行規則に基づいて算出した。

＊ 表内の数値は、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較することはできない。

（５）その他の実施事業の概要

①代理所新任担当者研修会

新型コロナウイルスによる社会情勢により開催断念、個別に訪問し研修対応

②代理所打合せ会

新型コロナウイルスによる社会情勢により開催断念

③特別募集指定地区会議

新型コロナウイルスによる社会情勢により開催断念

④ブロック説明会

新型コロナウイルスによる社会情勢により開催断念、個別に訪問し説明対応

（６）増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況

該当事項なし

（７）設備投資の状況

該当事項なし

（８）業務提携等重要事項の概要

① 業務提携の主な相手先

該当事項なし

② 子会社

該当事項なし

（９）組合の運営組織の状況に関する事項

１．総代会、理事会等の開催状況

(1) 第68回通常総代会

①開 催 日 時　令和４年６月15日　13時30分

②開 催 場 所　盛岡市盛岡駅前北通　ホテルメトロポリタンニューウイング４階

③出席総代数　96名（本人19名、書面77名）

④出席理事数　19名

⑤出席監事数　２名

⑥議案及び議決状況

第１号議案　令和３年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案（利用分量配当金の配当方法を含む）の承認について　原案承認

第２号議案　(1)令和４年度事業計画及び収支予算の決定について　原案可決

(2)令和４年度役員報酬の決定について　原案可決

第３号議案　令和４年度借入金の最高限度額の決定について　原案可決

第４号議案　令和４年度取引金融機関の決定について　原案可決

第５号議案　火災共済規定の一部変更について　原案可決

第６号議案　任期満了による理事の選任について　理事23名選任

(2) 理事会の開催状況

①第1回理事会　令和4年5月27日　開催　（理事17名・監事2名）

②第1回理事会　令和　4　年　6　月　日　開催　（理事19名・監事2名）

(3) 監査会の開催

①第1回監査会　令和4年5月18･19日　開催　（監事3名）

②第2回監査会　令和　4　年　11　月　17　日　開催　（監事4名）

(4) その他

該当事項なし

（１０）その他組合の状況に関する重要な事項

該当事項なし

３．リスク管理・コンプライアンスの取り組み

（１）リスク管理

当組合では、共済事業の健全な運営を確保するために、各種リスクを把握し、適切なリスク管理に努めています。

共済事業におけるリスクとして、共済引受リスク（経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク）、流動性（資産運用）リスク（金利の変動や預金先、又は債権の発行体の財務状況の悪化等により、保有する資産の価値が変動することによって損失を被るリスク）および事務リスク（役職員等が正確な事務を怠り、不正等を起こすことにより損失を被るリスク）、システムリスク（コンピュータなどのシステム障害により被るリスク）があります。

①　共済引受リスク

共済引受リスクについては、共済引受基準等を遵守し、事業の安定性を十分考慮し管理しています。また、職員個々の能力を高め、業務知識の標準化を図るべく内部研修会を実施しております。現在火災共済部門は共同元受事業（12 ページ※印参照）が実施されておりますので、当組合での損害共済金支払いに関するリスクは連合会に移転しておりますが、火災共済部門はもちろん他共済における引受限度額の適用や引受制限等の規定を従来どおり運用しており適正な引受を図っております。

さらに当組合では共済募集適正化および契約者保護の観点から、次のような態勢を整えております。

- 苦情に関しては「苦情対応規程」（別紙１－①）および「苦情対応ルール」（別紙１－②）を基に組合員および関係者からのご意見を真摯に受け止め、対応および再発防止に努めております。
- 金融ＡＤＲ制度への対応
  平成 22 年 10 月１日から金融ＡＤＲ法が施行されたことに伴い、全日本火災共済協同組合連合会が紛争解決機関として、一般社団法人日本共済協会と利用契約を締結しております。全日本火災共済協同組合連合会との連携体制の構築を行い、ご利用者の皆さまからのご意見・苦情に迅速かつ適切な対応ができるように組織体制を整備いたしました。
  ◎　紛争解決機関
  一般社団法人日本共済協会
  ０３－５３６８－５７５７
  ◎　ご相談・苦情の受付先
  岩手県火災共済協同組合
  ０１９－６５４－２５５１
  全日本火災共済協同組合連合会　火災共済相談受付センター
  ０１２０－５６２６３０
- 個人情報の管理に関しては「個人情報保護宣言」（別紙２）及び「個人情報保護に係る管理体制」を構築し個人情報保護に努めております。また、文書管理

の徹底を含め役職員・代理所担当者に指導教育を行っております。

・ 重要事項説明については本部職員には業務会議で、代理所担当者には本部職員が代理所打合を訪問して新規・継続を問わずパンフレットおよび重要事項説明書を配布し契約者（被共済者）に制度の内容や支払に関する事項（再審査請求制度を含め）等の説明を行うよう徹底しております。

② 流動（資産運用）リスク

流動（資産運用）リスクについては、中小企業等協同組合法等の法令に従い、資金の性格や負債の特性に応じて、安全性、収益性に留意し、健全な資産運用を行っております。また、資産を預入している金融機関に破綻が起こった場合を想定し、対応するフローチャートを作成しまた、ペイオフ対策委員会規程を作成し、適切に機能するよう努めております。

③ 事務リスク

事務リスクについては、役職員および代理所担当者に対し指導教育を行っております。「事務取扱ニュアル」（別紙３）を作成し業務に携わる職員の行動管理や、帳票類の改定及びその使用に関して明確化しております。また、それに沿った「不適正行為等対応規程」（別紙４）を周知徹底させるべく内部研修会を実施しております。さらに、内部牽制機能を強化するべく職員に対し内部検査を実施しております。

当組合代理所に対しては事務管理状況の把握に努め不備のある場合には改善指導を行っており、業務の健全性と適切性の実現に努めます。

（２）コンプライアンス（法令等遵守）

「コンプライアンス」とは、法令及び組合内の規程その他名称の如何を問わず業務運営上定められたすべての規則類を遵守することにとどまらず、社会的規範及び倫理に基づいて行動することです。当組合は、中小企業等協同組合法、保険業法及び平成２０年４月より施行されている保険法、さらに平成２６年４月中小企業庁策定「事業協同組合等の共済事業所向けの総合的な監督指針」に基づき県内中小企業者のための火災共済等の事業を行っており一般企業にもまして公共的使命及び社会的責任を担っており、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。当組合では、これまでその社会的使命を担っていることを十分に理解し、内部牽制機能及び管理態勢を高め、業務を遂行し県内中小企業者の信頼を得るべく、さらなる法令遵守意識の涵養に努め、健全な常識やより高い倫理観を持って業務活動を展開し、社会的責任を果たしていく所存であります。

コンプライアンス態勢の強化

当組合では法令遵守について役員による率先垂範、全役職員一丸となった取り組みにより醸成されるべきものと認識しており、法令遵守についての意識の涵養を最重要課題とし、更には関連法令知識の修得に努めております。

※ 共同元受事業とは、当組合と全日本火災共済協同組合連合会とが火災共済契約を共同して引き受ける事業。共済責任は「連帯債務」となりますが当組合に万が一の事態が生じ破産等の法的整理にいたった場合でも、連合会が共済契約者（被共済者）に対し補償を継続。この事業の安定した運営を心がけ、連携していくとともに全国の火災共済協同組合の模範となるよう適性かつ健全な組合運営を推進。

（３）組合員以外の者が共済事業を利用することにおける管理の体制

①　火災共済事業

	組合員（ａ）	生計を一にする親族（ｂ）	組合の直間構成者（ｃ）	小計（a）＋（ｂ）＋（ｃ）＝（ｄ）	員外利用の者（e）	合計
人数	人 7,893	人 58	人 0	人 7,951	人 1,591	人 9,542
契約額	千円 345,339,055	千円 1,197,440	千円 0	千円 (69,307,299) 346,536,495	千円 22,839,245	千円 369,375,740

員外利用に関しては組合員の共済金額の 100 分の２０以内と法令にて規定されています。
上記（　）内は共済金額の 100 分の２０に相当する額を記載しています。

②　火災共済以外の事業

	組合員（ａ）	生計を一にする親族（ｂ）	組合の直間構成者（ｃ）	小計（a）＋（ｂ）＋（ｃ）＝（ｄ）	員外利用の者（e）	合計
人数	人 705	人 7	人 0	人 712	人 77	人 789
共済掛金	円 19,139,374	円 93,600	円 0	円 (3,846,595) 19,232,974	千円 729,680	千円 19,962,654

員外利用に関しては組合員の共済金額の 100 分の２０以内と法令にて規定されています。
上記（　）内は共済金額の 100 分の２０に相当する額を記載しています。

③　受託事業

	組合員（ａ）	生計を一にする親族（ｂ）	組合の直間構成者（ｃ）	小計（a）＋（ｂ）＋（ｃ）＝（ｄ）	員外利用の者（e）	合計
共済掛金	円 14,105,214	円 601,920	円 0	円 (2,941,427) 14,707,134	円 1,926,480	円 16,633,614

員外利用に関しては組合員の共済金額の 100 分の２０以内と法令にて規定されています。
上記（　）内は共済金額の 100 分の２０に相当する額を記載しています。

④　保険会社の業務代理事業

	組合員（a）	生計を一にする親族（b）	組合の直間構成者（c）	小　計（a）＋（b）＋（c）＝（d）	員外利用の者（e）	合　計
保険料	円 6,007,000	円 0	円 0	円 (1,201,400) 6,007,000	円 0	円 6,007,000

員外利用に関しては組合員の共済金額の 100 分の２０以内と法令にて規定されています。上記（　）内は共済金額の 100 分の２０に相当する額を記載しています。

４．共済制度のしくみ・制度内容

（１）共済制度のしくみ

共済は不測の災害による損害を補償するため多数の人が統計学に基づいた掛金を支払うことにより損害を被った人が共済金を受け取ることの出来る仕組みです。「大数の法則」に基づき危険分散を図り経済的補償を行うことで経済の安定を支える社会機能を有しております。この機能を協同組合が使用して行う補償が共済制度となります。当組合では岩手県内の中小企業者や各種法人の事業者に組合員となっていただき本制度の普及に努めております。

（２）共済掛金率

当組合の共済掛金率は中小企業庁から認可取得をしたものを適用しており、実費本位の安い掛金率となっております。

（３）契約募集体制

当組合の役職員のほか、県内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、協同組合のほか、保険専業プロ代理所とも代理所委託を行っております。（代理所選定及び代理所委託契約取扱い基準にのっとって代理所委託を行っております。）火災共済の普及・推進にあたっては「推進方針」（別紙５）にのっとり適正な募集態勢を行っております。

（４）共済金支払体制

当組合では事業方針のとおり、共済金の支払を迅速確実に行っております。万が一共済事故発生し、罹災報告を受ける、または報道等で確認した場合、直ちに調査員を現場へ派遣できる態勢を整えております。

5．財　務　諸　表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	科　　目	令和３年度 (令和4年3月31日現在)	令和４年度 (令和5年3月31日現在)	増減額	前年度比
資産の部	現金および預金	1,723,422,929	1,740,722,911	17,299,982	101.00%
	現　金	(221,739)	(633,302)	411,563	285.61%
	銀行預金	(1,264,494,480)	(1,289,979,202)	25,484,722	102.02%
	信用金庫預金	(454,365,389)	(445,627,656)	-8,737,733	98.08%
	信用組合預金	(0)	(0)	0	—
	商工中金預金	(4,341,321)	(4,482,751)	141,430	103.26%
	有価証券	506,400,000	506,400,000	0	100.00%
	国　債	(0)	(0)	0	—
	地方債	(0)	(0)	0	—
	特別法人債	(0)	(0)	0	—
	社　債	(460,000,000)	(460,000,000)	0	100.00%
	株　式	(46,400,000)	(46,400,000)	0	100.00%
	証券投資信託	(0)	(0)	0	—
	その他	(0)	(0)	0	—
	未収共済掛金	22,433,431	24,187,174	1,753,743	107.82%
	代理所貸	0	0	0	—
	再共済貸	214,640	210,000	-4,640	97.84%
	連合会貸	11,824,067	4,784,951	-7,039,116	40.47%
	未収入金	6,587,629	6,826,635	239,006	103.63%
	仮払金	590,756	283,285	-307,471	47.95%
	仮払消費税等	0	0	0	—
	関係団体出資金	271,350,000	271,350,000	0	100.00%
	全国共済商工（協）連合会	(50,000)	(50,000)	0	100.00%
	全日本火災共済（協）連合会	(271,200,000)	(271,200,000)	0	100.00%
	東北自動車共済（協）	(50,000)	(50,000)	0	100.00%
	岩手県商工振興（協）	(50,000)	(50,000)	0	100.00%
	不動産および動産	115,122,243	113,543,779	-1,578,464	98.63%
	土地	(75,655,132)	(75,655,132)	0	100.00%
	建物	(38,394,331)	(37,046,028)	-1,348,303	96.49%
	備品その他	(1,072,780)	(842,619)	-230,161	78.55%
	建設仮払金	(0)	(0)	0	—
	リース資産	953,736	0	-953,736	0.00%
	預託金	73,500	0	-73,500	0.00%
	ソフトウェア開発費	525,200	393,900	-131,300	75.00%
	合　　計	2,659,498,131	2,668,702,635	9,204,504	100.35%
負債の部	共済契約準備金	229,327,438	227,475,059	-1,852,379	99.19%
	支払準備金	(514,805)	(267,507)	-247,298	51.96%
	責任準備金	(228,812,633)	(227,207,552)	-1,605,081	99.30%
	未払金	23,447,262	18,025,785	-5,421,477	76.88%
	借入金	0	0	0	—
	代理所借	8,326,067	8,359,307	33,240	100.40%
	再共済借	914,469	886,232	-28,237	96.91%
	連合会借	30,626,177	34,913,569	4,287,392	114.00%
	仮受掛金	40,600	37,800	-2,800	93.10%
	仮受金	14,624,415	12,831,865	-1,792,550	87.74%
	預り掛金	12,060,600	12,876,360	815,760	106.76%
	自賠責預り掛金	103,092	124,994	21,902	121.25%
	諸預り金	12,583,194	9,810,340	-2,772,854	77.96%
	未払法人税等	6,818,400	7,560,600	742,200	110.89%
	未払消費税等	1,695,500	1,450,800	-244,700	85.57%
	退職給与引当金	54,020,653	54,020,653	0	100.00%
	合　　計	394,587,867	388,373,364	-6,214,503	98.43%
純資産の部	出資金	952,880,000	941,045,000	-11,835,000	98.76%
	利益準備金	789,000,000	799,000,000	10,000,000	101.27%
	特別積立金	359,500,000	369,500,000	10,000,000	102.78%
	役員及び職員退職手当積立金	81,000,000	84,000,000	3,000,000	103.70%
	組織対策準備金	10,000,000	10,000,000	0	100.00%
	耐震工事準備金	25,000,000	25,000,000	0	100.00%
	システム開発準備金	5,000,000	8,000,000	3,000,000	160.00%
	当期未処分剰余金	42,530,264	43,784,271	1,254,007	102.95%
	当期純利益金額	(41,009,164)	(41,555,597)	546,433	101.33%
	前期繰越剰余金	(1,521,100)	(2,228,674)	707,574	146.52%
	合　　計	2,264,910,264	2,280,329,271	15,419,007	100.68%

（２）損益計算書

（単位：円）

科　　目	令和３年度 自　令和 3年4月 1日 至　令和 4年3月31日	令和４年度 自　令和 4年4月 1日 至　令和 5年3月31日	増減額	前年度比
経常収益	1,435,092,748	1,085,678,691	-349,414,057	75.65%
事業収益	1,416,028,104	1,067,936,292	-348,091,812	75.42%
共済掛金	492,883,641	509,505,790	16,622,149	103.37%
再共済収入	2,636,061	2,931,761	295,700	111.22%
再共済金	(2,634,147)	(2,931,349)	297,202	111.28%
再共済返戻金	(1,914)	(412)	-1,502	21.53%
再共済その他収入	(0)	(0)	0	—
連合会収入	681,610,113	316,769,826	-364,840,287	46.47%
連合会共済金	(678,855,211)	(312,869,459)	-365,985,752	46.09%
連合会解約返戻金	(2,625,741)	(3,881,110)	1,255,369	147.81%
連合会その他返戻金	(129,161)	(19,257)	-109,904	14.91%
受取手数料	60,057,370	59,255,739	-801,631	98.67%
共済金戻入	(0)	(443,897)	443,897	—
支払準備金戻入	485,043	514,805	29,762	106.14%
責任準備金戻入	171,535,137	171,753,753	218,616	100.13%
退職引当金戻入	0	0	0	—
その他収入	6,820,739	6,760,721	-60,018	99.12%
事業外収益	19,064,644	17,742,399	-1,322,245	93.06%
利息および配当金収入	1,950,408	2,079,633	129,225	106.63%
有価証券償還益	0	0	0	—
役職員退職積立取崩	0	0	0	—
組織対策準備金取崩	0	0	0	—
雑収入	17,114,236	15,662,766	-1,451,470	91.52%
経常費用	1,385,450,184	1,035,134,494	-350,315,690	74.71%
事業費用	1,383,918,528	1,033,020,492	-350,898,036	74.64%
共済金	682,848,678	317,186,583	-365,662,095	46.45%
解約返戻金	4,870,995	6,988,684	2,117,689	143.48%
その他返戻金	231,056	34,450	-196,606	14.91%
再共済料	11,038,304	10,921,164	-117,140	98.94%
再共済金割戻	0	0	0	—
連合会共済掛金	264,159,600	281,303,478	17,143,878	106.49%
事業費	232,792,447	236,796,211	4,003,764	101.72%
諸税負担金	6,201,661	6,727,107	525,446	108.47%
減価償却費	4,391,715	2,646,636	-1,745,079	60.26%
退職給与引当金繰入	5,000,000	0	-5,000,000	—
支払準備金繰入	514,805	267,507	-247,298	51.96%
責任準備金繰入	171,869,267	170,148,672	-1,720,595	99.00%
事業外費用	1,531,656	2,114,002	582,346	138.02%
支払利息	0	0	0	—
有価証券償還損	0	0	0	—
雑支出	1,531,656	2,114,002	582,346	138.02%
経常利益	49,642,564	50,544,197	901,633	101.82%
特別利益	0	39,528	39,528	—
有価証券売却益	0	0	0	—
固定資産売却益	0	0	0	—
有価証券評価益	0	0	0	—
リース債務免除益	0	39,528	39,528	—
特別損失	1,207,500	39,528	-1,167,972	—
有価証券売却損	0	0	0	—
固定資産売却損	0	0	0	—
固定資産除却損	0	0	0	—
有価証券評価損	0	0	0	—
ソフトウェア除却損	1,207,500	0	-1,207,500	—
リース資産除却損	0	39,528	39,528	—
税引前当期純利益金額 （又は税引前当期純損失金額）	48,435,064	50,544,197	2,109,133	104.35%
税等	7,425,900	8,988,600	1,562,700	121.04%
法人税等	(6,818,400)	(7,102,800)	284,400	104.17%
過年度分事業税	(607,500)	(1,885,800)	1,278,300	310.42%
当期純利益金額 （又は当期純損失金額）	41,009,164	41,555,597	546,433	101.33%

（３）剰余金処分

（単位：円）

科　　目	令和３年度	令和４年度	増減額	前年度比
当期未処分剰余金	42,530,264	43,784,271	1,254,007	102.95%
当期純利益金額	41,009,164	41,555,597	546,433	101.33%
前期繰越剰余金	1,521,100	2,228,674	707,574	146.52%
剰余金処分額	40,301,590	42,667,690	2,366,100	105.87%
利益準備金	10,000,000	10,000,000	0	100.00%
組合積立金	16,000,000	18,000,000	2,000,000	112.50%
特別積立金	(10,000,000)	(10,000,000)	0	100.00%
役職員退職給与積立金	(3,000,000)	(5,000,000)	2,000,000	166.67%
情報システム積立金	(3,000,000)	(3,000,000)	0	100.00%
出資配当金	0	0	0	—
利用分量配当金	14,301,590	14,667,690	366,100	102.56%
火災共済	(12,518,580)	(13,007,430)	488,850	103.90%
生命傷害共済	(1,783,010)	(1,660,260)	-122,750	93.12%
次期繰越剰余金	2,228,674	1,116,581	-1,112,093	50.10%

6．資 産 運 用 諸 表

（1）運用資産の構成

（単位：円、％）

区　分		令和３年度末		令和４年度末	
		金　額	構成比	金　額	構成比
現金および預金		1,723,422,929	68.90%	1,740,722,911	69.12%
金銭の信託		0	0%	0	0%
金銭債権		0	0%	0	0%
有価証券		506,400,000	20.25%	506,400,000	20.11%
	公社債	460,000,000	－	460,000,000	－
	株　式	46,400,000	－	46,400,000	－
	投資信託	0	－	0	－
関係団体出資金		271,350,000	10.85%	271,350,000	10.77%
預託金		73,500	0.00%	0	0.00%
合　　計		2,501,246,429	100%	2,518,472,911	100%

（2）運用資産の増減

（単位：円）

区　分		令和３年度	令和４年度	増減額	前年度比
現金および預金		1,723,422,929	1,740,722,911	17,299,982	101.0%
金銭の信託		0	0	0	0.0%
金銭債権		0	0	0	0.0%
有価証券		506,400,000	506,400,000	0	100.0%
	公社債	460,000,000	460,000,000	0	100.0%
	株　式	46,400,000	46,400,000	0	100.0%
	投資信託	0	0	0	0.0%
関係団体出資金		271,350,000	271,350,000	0	0.0%
預託金		73,500	0	-73,500	0.0%
合　　計		2,501,246,429	2,518,472,911	17,226,482	100.7%

（3）運用資産種類別平均残高および運用利回り

（単位：円、％）

区　分		令和３年度		令和４年度	
		平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
預金		1,723,201,190	0.01	1,740,722,911	0.01
金銭の信託		0	－	0	－
金銭債権		0	－	0	－
有価証券		506,400,000	－	506,400,000	－
	公社債	460,000,000	0.12	460,000,000	0.19
	株　式	46,400,000	3.00	46,400,000	3.00
	投資信託	0	－	0	－
関係団体出資金		271,350,000	0.00	271,350,000	0.00
預託金		73,500	0.00	0	0.00
合　　計		2,501,024,690		2,518,472,911	

（4）財産運用収益明細

（単位：円）

区　分	令和３年度	令和４年度
利息および配当金	1,950,408	2,079,633
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	0	0
有価証券売却益	0	0
有価証券償還益	0	0
その他運用収益	0	0
合　　計	1,950,408	2,079,633

（5）利息および配当金収入明細

（単位：円）

区　分		令和３年度	令和４年度
預金利息		42,475	46,239
有価証券利息配当金		1,907,933	2,033,394
	公社債利息	515,933	641,394
	株式配当金	1,392,000	1,392,000
	その他	0	0
預託金利息		0	0
関係団体出資金利息		0	0
合　　計		1,950,408	2,079,633

（6）財産運用費用明細

（単位：円）

区　分	令和３年度	令和４年度
支払利息	0	0
金銭の信託運用費	0	0
売買目的有価証券運用損	0	0
有価証券売却損	0	0
有価証券償還損	0	0
その他運用費用	0	0
合　　計	0	0

（7）有価証券の明細

（単位：円、％）

区　分		令和３年度末		令和４年度末	
		金　額	構成比	金　額	構成比
公社債		460,000,000	90.84%	460,000,000	90.84%
	国　債	0	－	0	－
	地方債	0	－	0	－
	金融債	460,000,000	－	460,000,000	－
	その他	0	－	0	－
株　式		46,400,000	9.16%	46,400,000	9.16%
投資信託		0	0%	0	0%
合　　計		506,400,000	100%	506,400,000	100%

（8）有価証券残存期間別内訳

（単位：円）

区　分	令和３年度末							
	１年以下	１年超 ３年以下	３年超 ５年以下	５年超 ７年以下	７年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国　債	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
社　債	0	0	460,000,000	0	0	0	0	460,000,000
株　式	0	0	0	0	0	0	46,400,000	46,400,000
投資信託	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	0	0	460,000,000	0	0	0	46,400,000	506,400,000

（単位：円）

区　分	令和４年度末							
	１年以下	１年超 ３年以下	３年超 ５年以下	５年超 ７年以下	７年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国　債	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
社　債	0	0	460,000,000	0	0	0	0	460,000,000
株　式	0	0	0	0	0	0	46,400,000	46,400,000
投資信託	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	0	0	460,000,000	0	0	0	46,400,000	506,400,000

（9）業種別保有株式

（単位：円）

区　分	令和３年度末	令和４年度末
金融・保険業	46,400,000	46,400,000
そ　の　他	0	0
合　計	46,400,000	46,400,000

(10) 財産運用の時価評価

① 売買目的有価証券の評価差損
該当する有価証券は保有していません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：円）

区　分		令和３年度				
		帳簿価額	時　価	差益損	差　益	差　損
公社債		460,000,000	460,000,000	0	0	0
	国　債	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	金融債	460,000,000	460,000,000	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
株　式		46,400,000	46,400,000	0	0	0
投資信託		0	0	0	0	0
合　計		506,400,000	506,400,000	0	0	0

（単位：円）

区　分		令和４年度				
		帳簿価額	時　価	差益損	差　益	差　損
公社債		460,000,000	460,000,000	0	0	0
	国　債	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	金融債	460,000,000	460,000,000	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
株　式		46,400,000	46,400,000	0	0	0
投資信託		0	0	0	0	0
合　計		506,400,000	506,400,000	0	0	0

(11) 貸付金明細

該当する貸付金はありません。

(12) 貸付金明細（国内企業貸付）

該当する貸付金はありません。

(13) リスク管理債権の状況

該当する貸付金はありません。

(14) 債務者区分による債権の状況

該当する貸付金はありません。

7．その他の諸表

（1）業務用固定資産明細

（単位：円）

種類		令和３年度						
		取得原価				減価償却		期末簿価
		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高（A）	当期償却損(B)	累計額	A－B
減価償却資産	建物	39,775,444			39,775,444	1,381,120	149,335,224	38,394,324
	構築物	7			7	0	8,649,903	7
	建物付属設備	0			0	0	0	0
	機械装置	0			196,475	0	0	196,475
	車両運搬具	997,232			997,232	498,615	3,986,388	498,617
	器具備品	196,475			196,475	189,432	24,335,826	7,043
	小計	40,969,158	0	0	41,165,633	2,069,167	186,307,341	39,096,466
土地		75,655,132			75,655,132	0	0	75,655,132
無形固定資産		4,271,984		2,322,548	1,949,436	0	7,648,104	1,949,436
合計		120,896,274	0	2,322,548	118,770,201	2,069,167	193,955,445	116,701,034

種類		令和４年度						
		取得原価				減価償却		期末簿価
		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高（A）	当期償却損(B)	累計額	A－B
減価償却資産	建物	38,394,324			38,394,324	1,348,303	150,683,527	37,046,021
	構築物	7			7	0	8,649,903	7
	建物付属設備	0			0	0	0	0
	機械装置	0			0	0	0	0
	車両運搬具	498,617			498,617	249,308	4,235,696	249,309
	器具備品	7,043			7,043	3,517	24,339,343	3,526
	小計	38,899,991	0	0	38,899,991	1,601,128	187,908,469	37,298,863
土地		75,655,132			75,655,132	0	0	75,655,132
無形固定資産		525,200		0	525,200	131,300	0	393,900
合計		115,080,323	0	0	115,080,323	1,732,428	187,908,469	113,937,679

（2）貸倒引当金明細

※貸倒引当金はありません。

（3）出資金および積立金明細（剰余金処分前）

（単位：円）

区分	令和３年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出資金	961,014,500	36,000	8,170,500	952,880,000
法定利益準備金	782,000,000	10,000,000	0	792,000,000
特別積立金	354,500,000	10,000,000	0	364,500,000
繰越剰余金	1,370,410	2,228,674	1,521,100	1,370,410

区分	令和４度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出資金	952,880,000	35,000	11,870,000	941,045,000
法定利益準備金	792,000,000	10,000,000	0	802,000,000
特別積立金	364,500,000	10,000,000	0	374,500,000
繰越剰余金	1,370,410	1,116,581	2,228,674	1,116,581

（4）事業費明細

（単位：円）

区分	令和３年度	令和４年度
人件費	129,991,176	127,352,953
物件費	25,038,618	31,531,090
減価償却費	4,391,715	2,646,636
諸税負担金	6,201,661	6,727,107
合計	165,623,170	168,257,786

（５）責任準備金の残高、積立方式

火災共済事業

契約年度	令和３年度	令和４年度
残　高	169,166,064	167,595,799
積立方式	未経過掛金	未経過掛金

その他共済事業

①　生命傷害共済

契約年度	令和３年度	令和４年度
残　高	1,212,097	1,109,282
積立方式	収支残	収支残

②　休業補償共済

契約年度	令和３年度	令和４年度
残　高	95,369	100,463
積立方式	未経過掛金	未経過掛金

③　所得補償共済

契約年度	令和３年度	令和４年度
残　高	15,400	12,200
積立方式	収支残	収支残

④　自動車事故費用共済

契約年度	令和３年度	令和４年度
残　高	1,155,483	1,119,634
積立方式	収支残	収支残

⑤　中小企業者総合賠償責任共済

契約年度	令和３年度	令和４年度
残　高	109,340	105,268
積立方式	未経過掛金	未経過掛金

⑥　地震危険補償共済

契約年度	令和３年度	令和４年度
残　高	0	0
積立方式	—	—

（６）共済掛金積立金の残高

契約年度	令和３年度	令和４年度
残　高	0	0

※残高は中小企業等協同組合法施行規則第145条第1項第1号イに定める共済掛金積立金になります。

（７）共済掛金、共済金および保有契約件数等

火災共済事業

（単位：円、％、ポイント、件）

区　分	令和３年度	令和４年度
共済掛金	470,401,914	488,477,935
共済金	678,855,211	312,869,459
解約返戻金	4,737,441	6,859,430
正味損害率	144.31	64.05
保有契約件数	16,410	16,043

その他共済事業

①　生命傷害共済

（単位：円、％、ポイント、件）

区　分	令和３年度	令和４年度
共済掛金	18,430,700	17,227,040
共済金	3,126,800	3,861,200
解約返戻金	111,080	98,980
正味損害率	16.97	22.41
保有契約件数	1,438	1,344

②　所得補償共済

（単位：円、％、ポイント、件）

区　分	令和３年度	令和４年度
共済掛金	461,000	314,000
共済金	109,200	0
解約返戻金	0	2,000
正味損害率	23.69	0.00
保有契約件数	20	18

③　休業補償共済

（単位：円、％、ポイント、件）

区　分	令和３年度	令和４年度
共済掛金	346,260	357,800
共済金	0	0
解約返戻金	2,415	0
正味損害率	0.00	0.00
保有契約件数	88	89

④　自動車事故費用共済

（単位：円、％、ポイント、件）

区　分	令和３年度	令和４年度
共済掛金	2,569,680	2,529,125
共済金	660,000	362,250
解約返戻金	19,300	27,724
正味損害率	25.68	14.32
保有契約件数	262	244

⑤　中小企業者賠償責任共済

（単位：円、％、ポイント、件）

区　分	令和３年度	令和４年度
共済掛金	674,087	599,890
共済金	97,467	93,674
解約返戻金	750	550
正味損害率	14.46	15.62
保有契約件数	138	151

（８）新契約平均共済金額

火災共済事業

	令和３年度	令和４年度
火災共済	20,757,816	20,960,831

その他共済事業

	令和３年度	令和４年度
生命傷害共済	2,747,148	2,735,565
所得補償共済（口数）	3	2
休業補償共済	21,011	21,011
自動車事故費用共済	3,000,000	3,000,000
中小企業者総合賠償責任共済	115,181,159	112,947,019
地震危険補償共済	0	0

（９）月払契約の新契約平均再共済料・共済掛金

火災共済事業

	令和３年度	令和４年度
火災共済	11,051	12,376

その他共済事業

	令和３年度	令和４年度
生命傷害共済	1,230	1,236
所得補償共済	1,644	1,361
休業補償共済	0	0
自動車事故費用共済	1,034	1,052
中小企業者総合賠償責任共済	0	0
地震危険補償共済	0	0

（10）契約者割戻しの状況

火災共済事業

	令和３年度	令和４年度
火災共済	0	0

その他共済事業

	令和３年度	令和４年度
生命傷害共済	0	0
所得補償共済	0	0
休業補償共済	0	0
自動車事故費用共済	0	0

（11）解約失効率

火災共済事業

	令和３年度	令和４年度
火災共済	2.88	2.33

その他共済事業

	令和３年度	令和４年度
生命傷害共済	6.81	6.96
所得補償共済	4.00	19.04
休業補償共済	2.27	0.00
自動車事故費用共済	1.91	4.09

※解約失効率＝解約件数÷当該年度末現在契約件数×100

(12) 再共済の実施状況

① 再共済契約先

その他共済事業

	令和３年度	令和４年度
生命傷害共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
所得補償共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
休業補償共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
自動車事故費用共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
中小企業者総合賠償責任共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
地震危険補償共済	損保ジャパン	損保ジャパン

② 再共済料のうち上位５社の出再先に集中している割合

その他共済事業

	令和３年度	令和４年度
生命傷害共済	100	100
所得補償共済	100	100
休業補償共済	100	100
自動車事故費用共済	100	100
中小企業者総合賠償責任共済	100	100
地震危険補償共済	100	100

③ 未収再共済金

その他共済事業

	令和３年度	令和４年度
生命傷害共済	0	0
所得補償共済	0	0
休業補償共済	0	0
自動車事故費用共済	0	0

（別紙１－①）

苦情対応規程

岩手県火災共済協同組合

（目的）

第１条　苦情への対応は、この規程の定めるところによる。

（苦情の定義）

第２条　この規程において、「苦情」とは、共済契約者等関係者（共済契約者、被共済者、代理所、その他、関係者をいう。以下同じ。）から申し出のあった不平、不満、要望、問い合わせ等のうち、次に掲げるものをいう。

（１）担当者（代理所を含む。）の対応により発生したもの

（２）業務・制度の改善に役立つと思われるもの

（３）行政庁及び関係機関等を通じて申し出があったもの

（苦情対応の基本）

第３条　申し出のあった苦情に対しては、その内容を正確に把握するとともに、申し出人に対し必要な説明を行うなど、迅速かつ誠意を持って適切に対応しなければならない。

２　業務、制度等の改善の必要がある場合には、同様な苦情が発生しないよう対応策を講じるものとする。

３　コンプライアンスの観点からも十分な検証を行い、不適正行為等が認められる場合には、「不適正行為等対応規程」に基づき、速やかに必要な対応を行うものとする。

（苦情対応責任者）

第４条　受け付けた苦情への対応を統括するものとして、参事を苦情対応責任者とする。

２　苦情対応責任者は、責任を持って苦情の解決にあたらなければならない。

３　専務理事、常勤理事は苦情対応責任者への指導を行うとともに自ら必要な措置を講じなければならない。

（別紙１－①）

（苦情への対応）

第５条　苦情への対応に際しては、第３条に従うほか、別に定める「苦情対応ルール」に従い対応するとともに、必要な報告を行うものとする。

（理事会の協議等）

第６条　組合経営に重大な影響を与える苦情又は共済契約者等関係者の利益が著しく阻害される恐れのある苦情が発生したときは、直ちに課長以上で協議の上、速やかに対応方針を理事会に付議するものとする。

（別紙１－②）

苦情対応ルール

１．把握すべきお客様の声（苦情）

本ルールにおいて、「苦情」とは、共済契約者等関係者（契約者、被共済者、代理所、その他の関係者を言う。）から申し出のあった不平、不満、要望、問い合わせ等のうち、次に掲げるものをいう。

（１）各担当者（代理所を含む）の対応により発生したもの。

（２）業務、制度等の改善に役立つと思われるもの。

（３）行政庁及び関係機関等を通じて申し出があったもの。

２．苦情対応の基本

（１）申し出のあった苦情に対しては、その内容を正確に把握するとともに、申し出人に対し必要な説明を行うなど、迅速かつ誠意を持って適切に対応しなければならない。

（２）業務、制度等の改善の必要がある場合には、同様な苦情が発生しないよう対応策を講じるものとする。

（３）コンプライアンスの観点からも十分な検証を行い、不適正行為等が認められる場合には、「不適正行為等対応規程」に基づき、速やかに必要な対応を行うものとする。

３．苦情対応の体制

（１）苦情対応は、原則として、苦情の申し出を受けた担当課の職員が課長、担当次長、担当部長と連携をとり解決にあたる。

（２）苦情解決が困難な場合は参事が「苦情対応責任者」として解決のために積極的に関与する。

（３）組合経営に重大な影響を与える苦情又は共済契約者等関係者の利益が著しく阻害される恐れのある苦情が発生したときは、直ちに課長以上で協議の上、速やかに対応方針を理事会に付議するものとする。

（別紙１－②）

４．　苦情の受付と報告

① 担当者

・ 苦情を受け付けた場合、直ちに「苦情・申し出受付票」を作成する。
・ 課長に苦情内容を報告し指示を受ける。

② 課長、次長、部長

・ 前記１．把握すべきお客様の声（苦情）に定めた「苦情」を受け付けた場合は、苦情対応責任者である参事に全件報告を行う。
・ 申し出のあった苦情の内容の事実関係を正確に把握し、責任を持って解決にあたる。
・ 対応の結果すぐに解決した場合は「苦情・申し出受付票」の対応欄に記入し次長、部長、参事、常勤理事、専務理事に報告をする。なお、「苦情・申し出受付票」は苦情報告処理綴にファイル保管する。
・ 対応の結果未解決の苦情については課長、次長、部長、参事、場合によっては、常勤理事、専務理事との協議を行い解決にあたる。

③ 参事（苦情対応責任者）

・ 参事は、原則として苦情対応の最終責任を負うものとする。
・ 課長、次長、部長より報告を受けた苦情内容等を把握し、未解決の事案については対応方針を決め解決にあたる。ただし、場合によっては常勤理事、専務理事と協議の上対応方針を決め解決にあたる。
・ 再発防止のため、業務改善の必要のある苦情については、改善の指示を行う。

（別紙２）

個人情報保護宣言

平成１７年４月１日現在

（個人情報に関する取扱について）個人情報取扱事業社名：岩手県火災共済共同組合

当組合は、個人情報保護の重要性を認識し、また共済事業に対する皆様の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、その他関連法令等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。

当組合は、個人情報の適切な取扱について、従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱が行われるよう取組んでまいります。また、当組合の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、継続的な見直しおよび改善に取組んでまいります。

１．個人情報の取得について

ご提供いただく個人情報は、業務上必要な範囲内において、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

２．個人情報の利用目的について

ご提供いただいた個人情報は、共済制度の健全な運営と共済制度ご利用者に対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用しています。その他の目的に利用することはありません。

① 共済契約の申込に係る引受の審査、引受、履行・管理および付帯サービスの提供
② 共済事故の調査および共済金の支払
③ 当組合が有する債権の回収
④ 再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求
⑤ 当組合、全日本火災共済協同組合連合会のほか当組合の提携先企業・団体等の取扱う商品・各種サービスの案内・提供
⑥ 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
⑦ 市場調査および商品、サービスの開発・研究
⑧ お問い合わせ・依頼等への対応

３．個人データの第三者への提供について

ご提供いただいた個人データは、次の場合を除いて第三者に提供することはありません。

① 同意されている場合
② 法令に基づく場合
③ 利用目的の達成に必要な範囲において、代理所を含む委託先に提供する場合
④ 上記「２」に定める利用目的の範囲において、全日本火災共済協同組合連合会のほか当

組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合

⑤ 再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求等に必要な場合

⑥ 共済契約の適正な引受、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するために、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合

⑦ 共済金の適性かつ迅速な支払を行うために、利用目的の達成に必要な範囲内の情報を、調査会社・医療機関・共済団体・保険会社・金融機関・当事者等の関係先に提供する場合

⑧ ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

⑨ その他正当な理由がある場合

４．個人データの共同利用について

当組合および当組合の関連団体である下記共同利用先は、その取扱う商品・サービスの案内または提供、共済契約等の引受・内容変更および共済金等の支払に関する判断のために、次の条件のもと個人データを共同利用します。

① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および共済事故に関する内容

② 管理責任者：当組合

③ 共同利用先：全日本火災共済協同組合連合会

５．個人データの安全管理について

当組合は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、内部規定等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

当組合は、利用目的の達成に必要とされる個人データの正確性・最新性を確保するために必要な措置を講じます。

当組合は、外部に個人データの取扱いを委託する場合、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適正な監督を行います。

６．個人情報の開示等の請求手続きについて

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等または利用停止、削除等に関するご請求については下記連絡先までお問い合わせください。ご請求者がご本人であることを確認のうえ、当組合所定の書式に必要事項をご記入いただいた上で手続きを行い、後日原則として書面にて回答いたします。なお、回答にあたり当組合所定の手数料をいただくことがあります。

（別紙２）

保有個人データの訂正等につきましては、当組合が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

なお、個人情報の利用停止や、登録の削除等を行うとご提供できないサービス等が発生する場合やご契約をお引受することができない場合がありますのでご了承ください。

７．お問い合わせ窓口について

① ご加入いただいた共済契約の内容や事故に関するご質問、ご照会等は、取扱い代理所または当組合業務部にお問い合わせください。

② その他個人情報の取扱いに関する次のご質問、ご照会、ご相談、苦情等は下記連絡先までお問い合わせください。適切・迅速に対応させていただきます。

- 個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、苦情
- 安全管理措置等に関するご質問

＜お問い合わせ先＞

岩手県火災共済協同組合

〒０２０－０８４４　盛岡市神明町５－５

ＴＥＬ　０１９－６５４－２５５１

ＦＡＸ　０１９－６２５－０１１６

（別紙３）

（現金等による）共済掛金等の取扱及び共済契約の管理に関する事務取扱マニュアル

（目的）

第１　この要領は、岩手県火災共済協同組合（以下「本組合」という。）が行う共済事業において、役職員による現金の共済掛金及び出資金（以下「掛金」という。）の取扱及び共済契約の管理の方法について定めることにより、当該掛金の適切な取扱及び共済契約の契約状況の確実な把握を行い、もって本組合の事業の適正な管理運営に資することを目的とする。

（用語）

第２　この要領における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　共済掛金

自己の名をもって本組合と共済契約を締結する者（以下「共済契約者」という。）が本組合に納付した掛金をいう。

（２）　出資金

本組合組合員となるために支払う出資金をいう。

（３）　契約取扱者

共済契約の締結の際、共済契約者から掛金及び共済契約申込書を収受する本組合職員をいう。

（４）　払込済通知書

掛金を金融機関へ入金する際に使用する本組合専用の用紙をいう。

（５）　銀行当番

契約取扱者が共済契約者から収受した掛金を取りまとめ、金融機関へ入金する業務を担当する職員をいう。

（６）　共済掛金領収証

掛金を収受した際に発行する領収証で、共済掛金等領収証（控）、共済掛金等領収証（入金確認用）、共済掛金等領収証の３枚複写となっているものをいう。

（７）　掛金入金票

契約取扱者が掛金を銀行当番に入金する際添付を要するもので、銀行当番が入金額等を確認するための用紙をいう。

（８）　継続契約

共済期間満了後に引き続き締結された共済契約で、共済期間を除く契約内容が前契約と同一であり、共済契約継続証を発行するものをいう。

（９）　更改契約

共済期間満了後に引き続き締結された共済契約で、新たに共済証書を発行するものをいう。

（10）　新規契約

継続契約及び更改契約以外の新たに締結された共済契約をいう。

（11）　中断

継続契約または更改契約が継続して契約に至らない状態をいう。

（12）　地区担当者

共済契約の確認及び契約申込書等を地区ごとに管理する職員をいう。

（別紙３）

第３　掛金の取扱

１　契約取扱者が行うべき業務は次のとおりとする。

(1)　契約取扱者は、共済契約者から掛金を現金により収受した場合は、その場で共済契約者に共済掛金等領収証を発行するものとする。

(2)　契約取扱者は、掛金を収受した日の17時までに現金に払込済通知書、共済掛金領収証（入金確認用）、及び掛金入金票を添えて銀行当番へ入金するものとする。

(3)　契約取扱者は、出張等により掛金を収受した日の17時までに銀行当番に入金できない場合は、速やかに最寄りの金融機関において払込済通知書により入金し、入金後の直近の組合営業日に地区担当者に金融機関発行の領収証を提出する。

(4)　契約取扱者は、前号の処理ができない場合は、細心の注意を払って掛金を保管し、原則掛金を収受した日以後の本組合４営業日以内に当組合へ入金するものとする。

２　銀行当番が行うべき業務は次のとおりとする。

(1)　銀行当番は、契約取扱者から掛金、払込済通知書、共済掛金領収証（入金確認用）及び掛金入金票の提出を受けた場合、掛金領収日、契約期日及び掛金の金額を確認し、適切と認めた場合は、掛金入金票の持参金確認欄に押印するものとする。

(2)　銀行当番は、掛金、払込済通知書及び共済掛金領収証（入金確認用）をそれぞれ集計し、金額が合致した場合は、掛金は払込済通知書とともに当日中に金融機関の窓口においてへ入金するものとする。
　なお、金融機関窓口が閉鎖されている時間にあっては、金融機関の夜間金庫へ入金するものとする。

(3)　当日の銀行当番が不在の場合は、銀行当番の課に在籍する銀行当番以外の職員が銀行当番に代わって業務を行うものとする。

(4)　前号の場合において、銀行当番が戻った場合には、銀行当番が業務を引き継ぐものとする。

(5)　銀行当番は原則として隔週ごとに異なる職員を充てるものとする。

３　地区担当者が行うべき業務は次のとおりとする。

(1)　地区担当者は、金融機関から本組合に送付される払込済通知書と契約申込書の内容を照合のうえ、掛金に関するデータをコンピュータへ入力を行うものとする。

(2)　地区担当者は、第３の１の(3)により金融機関発行の領収証の提出を受けた場合は、領収証と金融機関から本組合に送付される払込済通知書を照合したうえで前号を行うものとする。

(3)　地区担当者は、前各号の照合を行い、契約データの合計と経理合計が合致しない場合は、速やかに部長に報告するものとする。

第４　火災共済契約の管理

１　継続契約の管理

(1)　契約取扱者は、契約が中断となった場合には、速やかに地区担当者へ中断理由とともに報告するものとする。

(2)　地区担当者は、前号の報告を受けた場合は、契約申込書に中断の理由を記入して中断の申込書とし、担当課長及び業務部長へ報告するものとする。

(3)　地区担当者は、共済契約満期日を７日間経過した契約について、共済掛金の入金が確認できない契約がある場合には、契約取扱者に共済契約者の共済契約の継続の意思を確認するものとする。

(4)　(2)の規定は、前号の規定により共済契約の継続の意思がないことが確認された場合に準用する。

2　新規契約の管理

(1)　契約取扱者は、新規契約の申し込みがあった場合は、共済契約者へ契約申込書（契約者控）を速やかに交付するとともに、当該申込書（代理所控）を保管するものとし、当該申込書のうち契約証書、及び契約申込書を地区担当者へ提出するものとする。

(2)　前号の提出を受けた地区担当者は、契約申込書の内容、払込済通知書による入金の確認を行い、決裁を受けたのち、契約証書を発行し、共済契約者へ送付又は手渡しするものとする。

なお、決裁を受けた契約申込書は契約台帳綴に保管するものとする。

(3)　地区担当者は、契約申込書又は払込通知書に記載されている共済掛金領収日を７日間経過しても契約申込書又は払込済通知書が提出されない場合は、契約取扱者に共済契約者の契約締結の意思の確認を行うとともに担当課長及び業務部長へ報告するものとする。

(4)　前号により報告を受けた業務部長は、適切な指示をするものとする。

3　更改契約の管理

(1)　更改契約の申込みに係る事務処理については、前記２の規定を準用するものとする。

(2)　契約取扱者は、共済契約者からの申出等により更改契約が中断となった場合は、速やかに未使用の更改申込書に中断の理由を記入し、地区担当者へ報告するものとする。

(3)　地区担当者は、前号の報告を受けた場合は、契約申込書に中断の理由を記入して中断の申込書とし、担当課長及び業務部長に報告するものとする。

この場合にあって、地区担当者は、中断申込書を中断申込書綴に保管するものとする。

第５　罰則

この要領に従わなかった場合は、別に定める不適正行為対応規程により処分することがある。

（別紙４）

不適正行為等対応規程

（目的）

第１条　本規程は、本組合の役職員ならびに本組合の代理所における不適正行為、不祥事の発生（以下不適正行為等という。）または発生のおそれのある場合における対応の方法および再発防止のための手続きなどについて定め、もって組合運営の万全を期するものとする。

（不適正行為等の定義）

第２条　不適正行為等は、次のいずれかに該当した行為を言う。

（１）国が定めた法令に違反した行為

（２）地方自治体が定めた条例に違反した行為

（３）組合が定めた定款、事業方法書、規約、規程その他の規範に違反した行為

（４）社会的な公序良俗に違背した行為

（報告の義務）

第３条　本組合の役職員は、組合の役職員ならびに代理所における不適正行為等の発生またはそのおそれのあることを発見した場合には、直ちにその所属課長に報告しなければならない。

２．前項に規定する報告があった場合、所属課長は、その事実を確認することもに直ちに所属する部長または次長に報告しなければならない。

３．部長、次長は、前項により報告があった場合、必要により事実確認あるいは調査を行うとともに、直ちに参事ならびに常勤役員に報告しなければならない。

４．前項により報告を受けた参事ならびに常勤役員は、直ちにその事実確認と詳細調査を部長、次長または課長に命じるとともに、その結果について理事長に報告し、当面執るべき指示を受けるものとする。

（報告の方法）

第４条　前条第１項に定める発見者は、別紙様式「不適正行為等報告書」により行うものとする。

また、前条第２項から第４項に定める報告等の様式は、適宜作成するものとする。

２．前条に定める報告先が、不適正行為等の行為者あるいは不適正行為等に関与していると見られるなど支障ある場合は、その者への報告を省略し、その次の報告先とされる者へ報告するものとする。

（別紙４）

（調査の方法）

第５条　理事長は、第３条に定める事実確認もしくは調査の実施について、特に支障がある場合は次の措置を執ることができる。

（１）　不適正行為等の原因が組合の役職員にあると見られるときは、直ちにその者に対し、その職務を中止させ、調査に必要な期間について出勤を停止させること。

（２）　不適正行為等の原因が組合代理所にあると見られるときは、調査に必要な期間について代理所業務を中断させること。

（報告後の対応）

第６条　理事長は、第３条第４項の定めにより参事もしくは常勤役員から報告があった場合、もしくは第４条第２項による報告があった場合であって、不適正行為等に当たると判断した場合には、参事もしくは常勤役員に対し必要な指示を行うとともに、「不適正行為等対策委員会」を発足させ必要な事項について諮問するものとする。

２．前項の定めにかかわらず、理事長が軽微なものであると判断した場合は、「不適正行為等対策委員会」の議を経ず処理する場合がある。

３．「不適正行為等対策委員会」の規程は、別に定める。

（答申後の対応）

第７条　理事長は、前条に定める「不適正行為等対策委員会」からの答申が、不適正行為であるとされた場合には、所定の期間内に行政庁に対し、その旨届け出を行うものとする。

２．理事長は、前項に定める届け出を行った後、その不適正行為等が組合運営に重大な影響をおよぼすとき、または組合員あるいは契約者の利益が著しく阻害されると認められるときは、理事会の議を経て、告訴等の法的手段を講ずることができる。

３．理事長は、理事ならびに監事に対し、不適正行為等の事実を報告するとともにこれに係わる処分あるいは再発防止案等を作成し、理事会の議を経て実行するものとする。

４．理事長は、この顛末を総代会に報告するものとする。

（処分の方法）

第８条　不適正行為等の行為者または重大な関与があると認められる者が常勤役員である場合、もしくは常勤役員に管理責任者として過失があった場合は、原則として本組合就業規則第４２条（制裁の種類及び方法）により処分するものとする。

2. 就業規則第４２条第１項第３号に定めのある減給については、役員報酬と読み替えるものとし、その処分の内容は、「月額報酬の３０％以内であって、３ヵ月を越えないものとする。」とする。

３．同規則同条同項第５号に定めのある懲戒解雇については、理事会の議を経、即刻解任すると読み替えるものとする。

第９条　不適正行為等の行為者または重大な関与があると認められる者が組合の職員であるとき、当該職員および管理監督の任にある者（本組合給与規定第７条により管理職手当の支給を受けている者）に対する処分は、本組合就業規則第４２条に定めるものの他、初任給、昇給、昇格基準第３条（昇給）、第４条（昇格）に定める昇給、昇格を行わない場合を併科することができる。

２．不適正行為等の行為者または重大な関与者に当たらない者であっても、本組合の役職員が、不適正行為等の事実を知りながら故意にその事実を隠蔽し、報告を怠り、あるいは虚偽の報告を行った場合においても就業規則第４２条により処分を行う。

３．本規定第３条第２項から４項に定める事実確認ならびに調査もしくは報告について、故意にその調査、報告を遅らせ、もしくは事実と著しく相違する報告を行った場合においても就業規則第４１条により処分を行うものとする。

第１０条　不適正行為等が、代理所の責に帰すものであるときは、代理所委託契約書第１２条（契約の延長、短縮または解除）および第１４条（契約違反による損害賠償責任）もしくは代理所委託契約書一部改正のための覚書第５に定めるところにより代理所委託契約の解除または、損害賠償の請求を行うものとする。

（再発防止）

第１１条　理事長は、「不適正行為等対策委員会」に対し、不適正行為等に係わる事案について、再発防止のための執るべき措置について諮問することができる。

２．理事長は、前項の再発防止のための執るべき措置について委員会から答申があった場合、委員会の答申を勘案の上、再発防止策を作成し、理事会の儀を経て直ちに実行するものとする。

（守秘義務）

第１２条　この規程に定める調査ならびに事実確認の過程で知ることとなった事項については組合内外を問わず、他に漏らしてはならない。

（別紙５）

推　進　方　針

～共済の普及・推進にあたって～

当組合は、組合員の「相互信頼」「相互扶助」の基本理念に基づいて、組合員の財産の保全およびその経済地位の向上に努めてまいります。

◎ 組合は、中小企業等共同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、共済の適正な普及・推進に努めます。
◎ 組合は、ご加入いただく皆様に、共済についての重要事項を正しくご理解いただけるように常に努力いたします。
◎ 組合は、ご加入いただく皆様の共済に関する知識、共済加入の目的、財産状況等を総合的に勘案し、ご加入いただく皆様の意向と実情に沿った火災共済の説明に努めてまいります。
◎ 組合は、ご加入いただく皆様のご迷惑となる時間帯、場所、方法での普及・推進はいたしません。
◎ 組合は、契約内容等あらゆるお問い合わせに迅速かつ丁寧な対応に努めます。
◎ 組合は、共済事故が発生した場合、常に迅速な共済金支払が出来るよう努力してまいります。
◎ 組合は、ご加入いただく皆様のあらゆるご意見ご要望を、火災共済に普及・推進に反映させてまいります。
◎ 組合は、ご加入いただく皆様に関する情報が他に漏れることのないよう、プライバシーの保護に万全を期します。
◎ 組合は、上記の「推進方針」を遵守するため、健全な組合運営に取り組むとともに、組合事務局の体制整備や、職員研修・代理所研修などにより、普及・推進にあたる職員等の教育・指導に努めてまいります。

以上当組合の推進方針は、「金融サービスの提供に関するする法律」に基づくものです。

☆　お問合せやご相談がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

岩　手　県　火　災　共　済　協　同　組　合
〒０２０－０８８４　盛岡市神明町５－５
ＴＥＬ　０１９－６５４－２５５１
ＦＡＸ　０１９－６２５－０１１６